

議案第 35 号

三豊市税条例の一部改正について

三豊市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 26 年 3 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市税条例の一部を改正する条例

三豊市税条例（平成 18 年三豊市条例第 68 号）の一部を次のように改正する。

第 7 1 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、市長が申請書を提出する必要があると特に認めた場合は、この限りでない。

附則第 1 0 条の 2 を附則第 1 0 条の 3 とし、附則第 1 0 条の次に次の 1 条を加える。

（法附則第 1 5 条第 2 項第 6 号の条例で定める割合）

第 1 0 条の 2 法附則第 1 5 条第 2 項第 6 号に規定する条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。